

船舶インシデント調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年1月4日 16時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬 ^{ぼくち} 北方沖 博奕岬灯台から真方位019° 1,470m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 20.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{マックス テツヤ} MAX TETUYA Ⅲは、漂流中、定置網に進入した。
インシデント調査の経過	平成28年7月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MAX TETUYA Ⅲ、2.8トン
船舶番号、船舶所有者等	251-20675京都、株式会社フィリッジ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.4m
インシデントの経過	<p>本船は、博奕岬北方沖で、船首を西方に向け、機関を停止して風に流されながら釣りを行っていた。</p> <p>船長は、左舷方の定置網に背を向け、知人3人と右舷船尾甲板で一列に並んで釣りをしていたところ、入れ食い状態になり、気が付いたら本船が定置網に進入していた。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に通報し、海上保安庁から連絡を受けた定置網所有者の作業船に引き出された。</p>
分析	本船は、漂流中、船長が、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、定置網に向けて圧流されていることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、船長が、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、定置網に向けて圧流されていることに気付かず、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。